

関西 BMX 競技連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は関西 BMX 競技連盟という。

(事務所)

第 2 条 本連盟の事務所は大阪府堺市北区新金岡町5丁5-103 FUNCTION JANCTION 内に置く。

(支 部)

第 3 条 本連盟は関西地方の各府県に支部を置くことができる。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 4 条 本連盟は関西における BMX 競技者を統括し、その普及・啓発および振興を図り、もって青少年に、バイシクルモトクロス（以下 BMX という。）競技による心身の健全な発育に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) BMX 競技の普及および指導並びに研究に関すること
- (2) BMX 競技に関する競技会を開催すること
- (3) BMX 競技に関する国内外の競技大会への代表者を選考し、派遣すること
- (4) BMX 競技に関するコミッセール、指導者を養成し、競技力の向上を図ること
- (5) BMX 競技に関する審判員を養成し、競技会の円滑なる運営を図ること
- (6) BMX 競技に関する資料の収集および保存に努めること
- (7) BMX 競技に関する情報を会員に提供すること
- (8) 国内外の BMX 競技団体と交流すること
- (9) 全日本 BMX 連盟に加盟すること
- (10) その他本連盟の目的を達成するために必要と思われる事業を実施すること

第 3 章 会 計

(収入の構成)

第 6 条 本連盟の収入は次のとおりとする。

- (1) 事業にともなう収入
- (2) 助成金及び寄付金品
- (3) 年会費及びその他の収入

(経費の支弁)

第 7 条 本連盟の事業遂行に要する経費は第 6 条の収入を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 本連盟の事業計画及び収支予算は、常任理事会が編成し、理事会の決議を経なければならない。
また、これを変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第9条 本連盟の収支決算は、常任理事会が作成し、事業報告とともに監査の意見を付け、年会計年度終了後3ヶ月以内に、理事会の決議を経るものとする。

(会計年度)

第10条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年の12月31日に終わる。

第4章 役員

(役員)

第11条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上10名以内(うち会長1名、副会長2名以内、及び常任理事若干名)
- (2) 監事2名以内

(役員の変更)

第12条 理事及び監事は前任の常任理事会(前条の常任理事以上)において選出し会長が委嘱する。
なお、理事会で役員の変更により役職を決定する。

(役員の職務)

第13条 会長は本連盟を総理し、本連盟を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長が指名した順序でその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、常任理事は常任理事会を組織し本連盟の業務を議決し執行する。

(監事の業務)

第14条 監事は本連盟の業務及び会計を監査する。

- 2 毎会計年度終了後、収支決算の内容を監査し理事会に報告する。

(役員の変更)

第15条 本連盟の役員の変更は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の変更は、前任者または現任者の残任期とする。
- 3 役員はその任満期後も、後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(役員の変更)

第16条 役員が次の各号に該当するときは、理事会において理事の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反・その他著しく役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第5章 名誉会長・顧問及び相談役

(名誉会長・顧問及び相談役)

第17条 本連盟に名誉会長1名、顧問及び相談役各若干名置くことができる。

- 2 名誉会長・顧問及び相談役は本連盟に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 名誉会長・顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 相談役は、会長の必要と認める事項についてその諮問に応じ意見を述べるができる。

第6章 会 議

(理事会)

第18条 理事会は毎年1回会長が招集する。

ただし、会長が必要と認めるとき、または理事多数(3分の1以上)から理事会の開催を請求されたときは、臨時に理事会を開催することができる。

- 2 理事会の議長は会長がこれを努める。また、会長に事故あるときは指名された副会長が代行する。

(常任理事会)

第19条 常任理事会は、会長・副会長及び常任理事で構成する。

- 2 常任理事会は会長が必要と認めるとき召集する。

また、構成員多数(3分の1以上)から常任理事会の招集を要求されたときは、会長は速やかに常任理事会を開催しなければならない。

- 3 常任理事会の議長は、会長から氏名された者がこれを努める。

(理事会の定足数等)

第20条 理事会は出席者の過半数により議決する。また、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示を行い欠席した者(委任状等)は出席とみなす。

第7章 事 務 局

(事務局)

第21条 本連盟の事業を遂行するため事務局を置く。

- 2 事務局長は会長が選任する。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第22条 この規約は、理事会において理事会現在数の3分の2以上の議決をもって変更することができる。

(解 散)

第23条 本連盟の解散は、理事会において理事会現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 補 則

(細 則)

第24条 この規約の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付則 この規約は昭和51年4月1日より施行する。

付則 この規約の変更は平成12年1月1日より施行する。

付則 この規約の変更は平成20年4月1日より施行する。

付則 この規約の変更は平成29年2月1日より施行する。